

平成24年第5回佐川町議会臨時会会議録

招集年月日 平成24年11月26日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 平成24年11月26日 午前9時5分宣告

開 議 平成24年11月26日 午前9時5分宣告

応 召 議 員 1 番 森 正彦 3 番 松浦 隆起
4 番 岡村 統正 5 番 坂本 貞雄 6 番 中村 卓司
7 番 氏原 義幸 8 番 松本 正人 9 番 永田 耕朗
10 番 西村 清勇 11 番 今橋 壽子 12 番 嶋崎 正彦
13 番 徳弘 初男 14 番 藤原 健祐

不応召議員 2 番 片岡 勝一

出 席 議 員 1 番 森 正彦 3 番 松浦 隆起
4 番 岡村 統正 5 番 坂本 貞雄 6 番 中村 卓司
7 番 氏原 義幸 8 番 松本 正人 9 番 永田 耕朗
10 番 西村 清勇 11 番 今橋 壽子 12 番 嶋崎 正彦
13 番 徳弘 初男 14 番 藤原 健祐

欠 席 議 員 2 番 片岡 勝一

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	榎並谷哲夫	教 育 次 長	岩本 敏彦
副 町 長	西森 勝仁	産業建設課長	渡辺 公平
教 育 長	川井 正一	健康福祉課長	下川 芳樹
会計管理者	西森 恵子	町 民 課 長	横山 覚
総 務 課 長	岡林 護	国土調査課長	氏原 敏男
税 務 課 長	河添 博明	農業委員会事務局長	氏原 謙
滞納整理課長	岡本 直美	病院事務局長	笹岡 忠幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 泰富

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

会議録署名議員の指名 議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。
4 番 岡村 統正 5 番 坂本 貞雄

平成24年第5回佐川町議会臨時会議事日程

平成24年11月26日 午前9時開議

- | | |
|------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 町長挨拶 |
| 日程第4 | 議案第57号 佐川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について |

議長（永田 耕朗君）

おはようございます。ただいまから、平成 24 年第 5 回佐川町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は 13 人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、片岡勝一議員より少し遅れるとの連絡がっております。

本日の日程は、お手元に配付のとおりとします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって、4 番岡村 統正君、5 番坂本 貞雄君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日に決定しました。

日程第 3、町長挨拶を行います。

町長（榎並谷 哲夫君）

おはようございます。あいにくの天気になりました。議員の皆さんには、大変お忙しい時期でございます。そんな中、第 5 回の臨時議会を開会いたしましたところ、議員の皆さんには出席をいただきまして、まずは厚く御礼申し上げます。

また、先日は、議員の皆さんは、住民懇談会ということで、23 日の日に当庁の会議室で開会されまして、新聞報道されましたが、大変御努力をされております。敬意を表したと思います。

本日、議会、臨時議会を開催いたしましたのは、御案内のように、国、あるいは県の人事院勧告に伴う職員の給与に関する条例の一部を改正する、ということで提案を申し上げたいというに考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

議長（永田 耕朗君）

以上で、町長挨拶を終わります。

日程第 4、議案第 57 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（榎並谷哲夫君）

議案について、御説明を申し上げます。議案第 57 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきましてでございます。この案件につきましては、国の人事院勧告及び高知県人事委員会勧告並びに、当該勧告に対する県の決定等を踏まえて、本年 12 月及び平成 25 年 6 月並びに 12 月の特別給の支給割合を、現行の 3.9 カ月から 3.85 月に、0.05 月を減ずることといたしております。各特別給の期末手当の支給割合を、それぞれ調整をするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、どうかよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

総務課長（岡林護君）

おはようございます。私からは、議案第 57 号の佐川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、の詳細を御説明申し上げます。

これ、先ほどの町長の説明にもありましたように、国の人事院勧告、それから高知県人事委員会勧告、それから並びに、当該勧告に対します県の決定等を踏まえまして、当町の特別給、いわゆるボーナスの支給割合を 3.9 月から 3.85 月に、0.05 月減ずる内容の条例改正でございます。

高知県人事委員会は、県内の従業員 50 人以上規模の 105 事業所を対象にいたしました調査を実施しておりますが、月例給、いわゆる月給につきましては、民間企業と県職員給与との格差はほとんどないということで、今回につきましては、月給の改定は行わないという判断が示されております。

ただ、特別給、いわゆるボーナスにつきましては、県職員の年間支給月数が、民間の年間支給割合を上回っていることが認められたということから、支給割合を 3.9 月から 3.85 月に、0.05 月減ずる勧告をいたしました。

県は、この勧告に準拠した決定をいたしまして、先ごろ、県議会で条例改正案が議決されております。当町も、この県決定に準拠した措置を講ずるものでございます。

お手元に資料があるかと思いますが、ここで、まず、表といいますか、参考資料、右肩に、議案第 57 条関係と書いてあるほうを、まず、ごらんいただきたいと思います。これがまず、第 1 条関係で

す。ここに、期末手当、新と、左が新、右側が旧ということになっておりまして、下線部が今回改正するところであります。

右側の旧で、下線部 100 分の 137.5 を 100 分の 132.5、100 分の 5 を減ずるという形になっております。

それから下の 3 項は、再任用職員に関するところで、規定でございますけど、旧が 100 分の 137.5 が 100 分の 132.5 になり、それから 100 分の 75 が 100 分の 72.5 になるということであります。

それから、ちょっと裏面をごらんいただきたいと思います。これは第 2 条関係で、この第 2 条関係というのが、いわゆる来年の 6 月とそれから 12 月のボーナスに関する規定であります。

まず、6 月に支給する場合で、100 分の 122.5 を 100 分の 120 に。それから 12 月に支給する場合におきましては、100 分の 132.5 を 100 分の 135 に減ずるということです。

それから、3 項が再任用職員の規定でありますけど、100 分の 122.5 を 100 分の 120。そして 100 分の 65 を 100 分の 64、それから 100 分の 132.5 を 100 分の 135。それから 100 分の 72.5 を 100 分の 73.5 とするものであります。

なおちょっと、また議案の附則にかえていただきたいと思います。ですが、下の一番下段に書いておりますが、この施行期日としまして、この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。とありまして、これにつきましては、第 1 条関係で、まず、ことしの 12 月ボーナスから施行されるということです。

それから、ただし、第 2 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ということで、第 2 条関係、いわゆる来年のボーナスの 6 月分と 12 月分につきましては、平成 25 年 4 月 1 日から施行するというものであります。

以上でございます。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

8 番（松本正人君）

質問をしたいと思います。まず、県下の町村のラスパイに対する佐川町のですねラスパイ指数、これをお示し願いたいと思います。

それと、近隣といいますか、特に、ピックアップして越知町それから日高村、できれば、いの町もあればええかなと思いますが、のラスパイをお願いをしたいと思います。

それと並行してですね、県下の役員報酬、これの比較もしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。まず、ラスパイレスの指数に関してお答えを申し上げます。県下 34 市町村ございますので、全部を申し上げるわけにはいきませんが、佐川町につきましては、平成 23 年のラスパイレス指数が、直近のものです、90.9。90.9 です。34 市町村のうちの 32 番目に当たります。それからあと、近隣ですが、いの町が 95.7、それから越知町が 96.3、日高村が 95.7 であります。

それからあとの、役員の、役員というのは特別職ということですか。

（「そうです」の声あり）

ちょっと、すいません。それはちょっと手元に資料ございませんので、ちょっと調べる時間をいただきたいとは思いますが。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 16 分

再開 午前 9 時 18 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁願います。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。県下の特別職といえますか、の給料の比較ということですが、ただ、全体のちょっと町レベル、市は、ちょっとなかったみたいですけど、町村レベルのことですが、佐川町は、9 番目というか、9 位タイということになってまして、北川村と、これは町村長についての比較ですが、同額ということになっております。

ただ、ほかの町村、全部ありますけど、これ、そのことだけでよろしいんでしょうか。

8 番（松本正人君）

前にも申しましたけれども、先ほどの説明ではですね、県の人事委員勧告に基づいて、今回提案をしたということです。佐川町には、

勧告の、人事委員勧告みたいなものないですので、要するに、県が決めたものを参考に決めていくと、こういうものだということですけれども。

先ほども、人事委員の今回の勧告の理由について説明がありました。県下の重立った企業と言いますかよね、そういったものと比べた場合、給与は余り変わらないけれども、賞与、ボーナスにおいて、若干、公、公のほうというか県庁のほうといいますか、が、高いので、若干、今回は下げると。こういうことでございました。

しかし、先ほどのラスパイの示されたように、佐川町は、90.9 ということで、極めて水準が低いと。そして、順位的にもですね、県下の町村の下から2番目という給与でございます。で、給与は低いんです。で、賞与はそれに対しての掛け算ですから、ですから、同じように掛けるとするのはよね、ちょっと理屈が合わないんじゃないかというふうに私は考えます。

しかもそれほど、町長は、これまでのこの手の議論で、私は、この間ずっと同じようなことを言うてきたと思いますが、町長は、そのたんびによね、妥当だということを言いますが、それであるならばですね、先ほど、その役員報酬ですね、これ県下9番目ということですから、下から2番目ぐらいにしたらどうですか。それで、ラスパイもですね、同じように、県下町村のですね、平均の90%ぐらいにおさめたらどうですか。それを言いたいですが、お願いします。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。この件につきまして、たびたびこの議場で議論をいただいております。私は、まず、職員の給与に関して、それぞれ、町村ごと、市町村ごとのそれぞれの過去のいろいろな取り組み、そうしたものが積み重なった現状であるというに考えてきております。そうしたことで、常に、人事院勧告につきましては、今、松本議員も、当町には、人事委員制度、そういったものがないので、これ、従来から県あるいは国の勧告に準拠してやってきたということで、申し上げております。

そういったことで、私も、どうしてもやっぱり今の社会構成の中で、独自に、自分たちの給料を上げ下げしていくというのは、なかなかやっぱり難しいというに思っております、どうしても、国なり、あるいは県なりのそうした方向に準拠せざるを得ないと。理由

としては、やはり、なかなか自立した町政運営ができないという、これはもう、我々の努力が足らんということではなくて、やっぱり私は、国の、この形がそういうにさしてきておりますので、これはもうやっぱりやむを得ないというふうに考えております。

その中で、私を含めて、特別職の給料、給与でございますけども、これが、県下で、町村で9番目という報告を、総務課長からいたしております。これは、自分で、給料を決めるという形になってございませんので、これは、特別職の給料に関しては、それぞれ、諮問をいただいて、その結果でございますして、私の今の給料が、それで高いと、不当であるということになりましたら、当然、その委員のほうから指摘をいただきましたら、それに、私は甘んじるつもりでございます。

今、順位の話がございました。ラスパイレス、これも、私ども今までいろいろ議論をいただいておりますけども、やはり、それぞれ冒頭に申し上げましたように、それぞれ町村の年齢構成、あるいは、いろんな採用時の基本的な給与等、そういったものが加味されておりますので、これを、並みに引き揚げるということには、私は、なかなかやっぱりならないんじゃないかというふうに理解をいたしております。以上です。

8 番（松本正人君）

まず、町長はですね、自分の歳費については、報酬についてはですね、自分で決められないと、こうおっしゃいましたけれども、私が議員である間にですね、一度だけだったか、何度だったかは忘れましたけれども、県下で、佐川町の首長のですね、報酬が、確か、一番、ぐらいになっちゃったとき、いのが一番やったかも知れませんが、野市か、まあちょっと一番を争うような時期がございました。で、同じような論議があって、そのとき、みずから町長は、かなり大きく、みずから下げたというか、議会の要求もあったと思いますけれども、下げたということがあります。

ですから、前例のないことではございません。みずから下げることはできます。で、一生懸命下げて9番目と、こういうことですが、それともう一つ、自立ということをおっしゃいましたけども、経済的自立のことを言ってるんだと思いますけれども、今、選挙が、まさに始まろうとしているところで、政党によればですね、自助努力、自立とか自己責任とか、こういうことを言われるところもあります

けど、こういう意味の自立というのは、私大嫌いですけども、自立とおっしゃるならばですよ、単純に、県の指数だけをですよ、参考にして決めるというのは、これ自立した姿じゃないんじゃないかと思います。

ですから、数字を使うならば、県の、この人事勧告の数字を使うのもいいですけども、先ほど言いましたように、県下のラスパイであるとかですよ、平均であるとか、それから、佐川町の場合は、人口に占めるですよ、町職の数もずっと少ないほうですから、少ない人数で、しかも下から２番目の給与でやっていると、こういうことをしっかり勘案して、自分の頭で考えてやるのが、本当の自立じゃないですか。私は、そういうふうに思いますけれども、ちょっと余りにもですよ、安易な決め方ではないかというふうに、私は思います。

ですから、今回の決め方についてはですよ、私は反対であるということをし述べたいと思います。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

６番（中村卓司君）

ちょっと数字的に教えてほしいんですが。このボーナスの手当のですね、支給を下げることによって、佐川町として、具体的に金額的にですね、どれぐらいの金額が下がるのか、それをトータルで、どれぐらいになるか、お聞かせを願いたいと思います。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。今度の１２月の賞与で試算を、ちょっといたしましたけど、特別職含めましたら２１４万２,０００円余りの支出が必要なくなると。それから、特別職除きますと、２０３万余りの額ということになります。

議長（永田耕朗君）

ほかにありませんか。

６番（中村卓司君）

その金額が大きいのか、小さいのかっていう論議は別にしまして、経済的な負担が、行政も大変厳しいという時代でございまして、いくらかの町に対しての負担が少なくなるということは、よかろうかと思いますけれども、それ以外で、企業努力をしながらですよ、町の努力によってですよ、無駄遣いもいくらでもですよ、下げれると

いうふうなこともあろうかと思います。先ほど松本議員ではございませんけれども、県、国なりですね、もとに、それに合わすというのは、いかがなものかというふうに思っておりますので、私の意見でございますのは、その点についてお答えがいただければ、町長のほうからですね、聞かせていただきたいと思いますのですが。どうでしょうね。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。この件に関しましては、今、松本議員にもお答え申し上げましたとおり、これは先ほど、松本議員から自立ということの議論ございまして、私の自立と申し上げたのは、若干松本議員とは意味が、ちょっと違ったんじゃないかという、要は、財政的に自立できないという状況に置かれておると。御案内のように、財政の主な収入の減というのは、交付税、交付金、補助金、そういったことで、自立の、自分たちで賄える財政というのは、2割に足らんというようなことを申し上げた、これが、私は、これはええとか悪いとかなくて、この今の日本の社会の仕組みがそうになっておるというふうに申し上げたところでございます。

そうしたことで、今、国に、あるいは県に、そのまま準拠するのはどうかという質問でございますけれども、これは、今の状況で、私どもが独自に、この人事委員勧告に従ったような形で、町内の全ての調査というのは、これはまあ人事委員会も設置してございませので、不可能でございますから、これは、準拠せざるを得ないというふうにお答え申し上げましたので、御理解を願いたいと思います。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は、賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、御了承願います。

議案第 57 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成 6 人。

以上のとおり可否同数であります。

したがって、地方自治法第 116 条第 1 項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。

議案第 57 号については、議長は可決と裁決します。

したがって、議案第 57 号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長（榎並谷哲夫君）

本日は、大変お忙しい中、また足元の悪い中、議員の皆さんには出席をいただきまして、この人事院勧告に伴う職員の給与に関する条例を、ほんとに、いろいろ御意見をいただいた中で、可決をいただきました。このことにつきましては、これは職員の皆さんともども、議員の皆さんの、そうした思いをきちっと胸にいただきまして、これから、町の行政運営に努力をしてまいりたいというに思っております。

職員の皆さんには、大変そういった意味で、県下の平均的な給与、あるいはラスパイレス、職員の数、そういったものに大変御苦勞をかけておるというに、私も思っておりますが、現行の社会情勢の中で、やはり、お互いにやっぱり、これ一層努力をして、できるだけ事務の効率を図り、先ほど中村議員さんも、無駄を省いて町民に対する負担を軽くせよ、とそういった指示もいただきました。

大変厳しい状況でございますけども、できるだけ、職員一同、議員の皆さんにも御努力をいただいて、町民の方々には、できるだけ理解をいただけるような行政運営に努力をしてまいりたいというに考えておるわけでございます。

なお、職員の皆さんには、大変御苦勞をかけますけども、現下の状況に鑑み、ぜひ御理解も願いたいし、また、議員の皆さんにも、そういった意味で、御理解をいただけたらというに思っております。

なお、12 月議会も、間もなく開会されます。その間に、衆議院の、御案内のように、国政の選挙も行われるという状況になっておりまして、今、国民、総じてなかなか判断がしにくいというような状況

で、私も感じるのは、どうも国民の皆さんが、今度の衆議院選挙に、非常に関心を持ちにくいというような感じを受けまして、けさもマスコミの世論調査の結果が出てきております。

そうした中で、これから国をどのような方向で預けていくかというのは、国民一人一人が、やっぱりぜひ関心を持っていただいて、これから、決してバラ色の将来は、なかなか見出せないと思いますけれども、そういった意味で、今の日本の国情を考えたときに、きっちりと決められる政治、そして希望の持てる政治に動かしていけるような選挙になっていただいたらなあというに思うわけでございます。

なお、間もなく師走に入ります。議員の皆さんには、大変お疲れの中でございますけれども、さまざまな立場で、御努力をいただいております。今後ともよろしくお願い申し上げまして、本日の臨時議会の閉会の御挨拶にさせていただきます。本当にありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

本日の会議は、これをもちまして終わります。

平成 24 年第 5 回佐川町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前 9 時 36 分